



Title	日並皇子舎人慟傷歌群試論
Author(s)	身崎, 壽
Citation	北海道大學文學部紀要, 35(1), 1-27
Issue Date	1987-01-31
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/33507">http://hdl.handle.net/2115/33507</a>
Type	bulletin (article)
File Information	35(1)_PR1-27.pdf



[Instructions for use](#)

# 日並皇子舍人慟傷歌群試論

身 崎 壽

## (一) はじめに

万葉集巻二挽歌部には、皇太子草壁の薨去にかかわるうたとして、柿本人麻呂作の「日並皇子尊殯宮之時」挽歌(2・一六七〜一七〇)——或本歌をふくめる)につづいて、「皇子尊宮舍人等慟傷作歌廿三首」(2・一七一〜一九三)がおさめられている。このような排列位置のために、舍人慟傷歌群は、それ自体を問題にするというより、人麻呂の作との関連、あるいはこの歌群の形成への人麻呂の関与のしかた、といったような観点から論じられることの方がおおかつたようにおもわれる。そして、渡瀬昌忠『柿本人麻呂研究 島の宮の文学』所収の一連の論文(二章三節「舍人慟傷歌群」、初出一九七一年、そのほか)によって、主としてうたの△座▽の視点からの詳細な分析がこころみられ、あらためてこの歌群の独自の存在意義が認識されるようになったとはいえ、その作者が舍人たちだったという事実のもつ意義は、なお十分に認識されるまでにはなっていない。

宮廷挽歌の制作の主体として舍人が重大な役割を荷なつてゐたことは確かであつて、巻二に舍人吉年(一一五二)の挽歌があるのを初出とし、巻二に日並皇子の舍人等が慟傷して作つた歌二十三首(一一七一——一九二)を載せ

てゐることも、これを裏書するものであらうと思ふ。(大久保正「柿本人麻呂論序説」『万葉の伝統』所収)

というような注目にあたいする指摘もいくたびかなざれてはいるが、具体的な分析とむすびついた検討は、十分におこなわれてはいないといつてよいだろう。すべて無名の作者たちによる、ひとりの死者への哀傷歌の群作、というこの歌群のありかた自体がすでに、挽歌史上に類をみない特異なものだといえるだろうが、しかもその作者がことごとく、死者に生前近侍していた舎人だったということは、いっそうその独自性をきわだたせる事実のようにおもわれるのだ。

ところで、舎人と文学とのかかわり、というとき、まずはじめにおもいうかべられるのは、やはり柿本人麻呂の存在ではなからうか。人麻呂自身が舎人だったとする説は賀茂真淵『万葉考別記』以来のものだが、高木市之助「舎人人曆」(全集三、初出一九五〇年)によつて、人麻呂が舎人だったかどうかというような事実関係のレベルをこえて、作歌精神のありようをめぐる文学論的な把握としての人舎人人麻呂が論じられて以来、そうした認識が人麻呂研究の中核に位置づけられてきたといつてもいいすぎではないだろう。そのような成果の一頂点として、伊藤博「歌人と宮廷」(『万葉集の歌人と作品』上二章(二)、初出一九六六年)をあげてもよいとおもう。しかし、文学論的認識——人麻呂に即していえばその主体的な帰属意識のありよう——という次元はともかくとして、事実関係についていえば、前掲伊藤論文が人麻呂を「トネリ、的存在」と規定するにとどまっていることにもうかがわれるように、むしろ現在では、人麻呂が実際に舎人身分のものだったことを証明するのは困難だというのが共通のみかたになっているといつてよい。だから、人麻呂における人舎人の文学の伝統という問題設定は、あくまでも「文学論的」な次元のものにとどめられなければならない。そして、その人舎人の文学の達成の現実的なありようをはかるものとして

は、舍人自身の作品の様相をおいてほかにはないはずだ。

あるいはまた、時代ははるかにくだるが、内舍人大伴家持による「安積皇子挽歌」（3・四七五～四八〇）こそ、そのような文学伝統の一翼をになうものだ、との指摘も、しばしばなされている。しかし、持統朝ごろまでの舍人精神と、奈良朝における上級貴族層子弟の出身コースとしての内舍人のそれとのあいだに、文学的にせよなににせよ、積極的な意味での伝統の継承があったようにはおもわれぬ。この挽歌にいろこくあらわれているのは、舍人精神というより、むしろ、雄族大伴氏の伝統の自負からくる「大夫」意識の高揚なのではないだろうか（身崎「安積皇子挽歌試論」『万葉』九〇、一九七五年）。だから、この挽歌をもって「舍人の文学」の伝統をうかがうしるべとすることも適切とはいえない。そのほかにも、舍人を作者とする作品はいくつかかぞえあげられる——それらの検出については、川口常孝「舍人の世界」、『万葉作家の世界』一九六六年、初出一九六五年）を参照——が、家持の挽歌のばあいほどの関連性すら、感じられない。わずかに、これも奈良朝にくだっての例になるが、大伴旅人の死去に際して、その資人だった余明軍の詠じた挽歌五首（3・四五四～四五八）は、「舍人の文学」とりわけ挽歌の伝統をかんがえていくうえで無視することのできない存在だとおもう。が、それにしても、このようにみてきたとき、舍人慟傷歌群のしめる位置のおもさが痛切に感じられるのだ。「舍人の文学」の伝統なるものをただしくとらえるためにも、わたしたちは、舍人自身による、真の、もっともおおきな文学的達成としての舍人慟傷歌群にめをむけなければならぬ。いだろう。その意味で、はやく吉井巖「舍人の嘆き」、『解釈と鑑賞』三五の八、一九七〇年）が提起したものは非常におおきいが、個々の作品の表現その他、この歌群をめぐってはいまだ検討の余地があるようにおもわれる。

そこで、本稿では、作品の具体的なありようの分析、制作をめぐる状況の考察をおこない、「舍人の文学」の伝統に

ふかくねざしつつ、すぐれて一回的な独自の達成をなしとげた舍人慟傷歌群の真実というものを追求したいとおもう。

(二)  $\wedge$  舍人的  $\vee$  なるもの

ところで、舍人慟傷歌群の具体的な分析にはいるまえに、その前提として、この作品の出現にさきだつて舍人と文学とのかわりがどのような歴史をきざんでいたか、あるいはもっとひろくいつて、舍人とは、舍人精神とはいかんなる伝統をもっていたか、そのことを可能なかぎりあきらかにしておく必要があるだろう。舍人の文学の伝統については、はやく折口信夫による指摘（『日本文学の発生』、全集七、初出一九三二年）があるが、具体的な事例をあげて論じたものとしては、いずれもさききのべたような  $\wedge$  舍人人麻呂  $\vee$  論の観点にたつてのものだが、神田秀夫『人麻呂歌集と人麻呂伝』、伊藤前掲書、阿蘇瑞枝『柿本人麻呂論考』などの諸論考があげられる。いまこれらのすぐれた先行研究にみちびかれながら、ここでは対象を主として日本書紀の舍人関連記事にかぎつて、その内容を検討していくことにする。なお、書紀の引用は日本古典文学大系本のかきくだし文による。

(1) 天皇、宮人桑田玖賀媛を以て、近く習へまつる舍人等に示せたまひて曰はく、「朕、是の婦女を愛まむと欲れども、皇后の妬みますに苦りて、合すこと能はずして、多年経ぬ。何ぞ徒に其の盛年を妨げむや」とのたまふ。仍りて歌を以て問ひて曰はく、

水底ふ 臣の少女を 誰養はむ

是に、播磨国造の祖速待、独進みて歌して曰さく

みかしほ 播磨速待 岩壞す 畏くとも 吾養はむ

即日、玖賀媛を以て速待に賜ふ。

△仁徳紀一六年秋七月朔▽

(2)時に皇后、大津に泊りたまはずして、更に引きて浜江りて、山背より廻りて倭に向えます。明日、天皇、舍人鳥山を遣はして、皇后を還したてまつらしむ。乃ち歌して曰はく、

山背に　い及け鳥山　い及け及け　吾が思ふ妻に　い及き会はむかも

皇后、還りたまはずして猶行でます。

△仁徳紀三〇年九月▽

(3)天皇、是の言を聞しめして、更に亦恨を起したまふ。時に隼別皇子の舍人等、歌して曰はく、

隼は　天に上り　飛び翔り　斎が上の　鶴鷄取らさね

△仁徳紀四〇年二月▽

(4)時に弟姫、母に随ひて、近江の坂田に在り。弟姫、皇后の情に畏みて、参向す。又重ねて七たび喚す。猶固く辞びて至らず。是に、天皇、悦びたまはず。而して復、一の舍人中臣鳥賊津使主に勅して曰はく、「皇后の進る娘子弟姫、喚せども来ず。汝、自ら往りて、弟姫を召し將て来れば、必ず敦く賞せむ」とのたまふ。爰に鳥賊津使主、命を承りて退る。

△允恭紀七年一二月▽

(5)既にして穴穂天皇、皇后の膝に枕したまひて、昼酔ひて眠臥したまへり。是に、眉輪王、其の熟睡ませるを伺ひて、刺し殺せまつりつ。是の日に、大舍人姓字を闕せり驟りて天皇に言して曰さく、「穴穂天皇は、眉輪王の為に殺せられたまひぬ」とまうす。

△雄略即位前紀▽

(6)是に、大臣と、黒彦皇子と眉輪王と、俱に燔き死されぬ。時に坂合部連贊宿禰、皇子の屍を抱きて燔き死されぬ。其の舍人等名を闕せり焼けたるを收取めて、遂に骨を撰ること難し。一棺に盛れて、新漢の檨本の南の丘に合せ葬る。

△雄略即位前紀▽

(7)是に、大泊瀬天皇、弓を彎ひ馬を驟せて、陽り呼びして、「猪有り」と曰ひて、即ち市辺押齒皇子を射殺したまふ。皇子の帳内佐伯部売輪、更の名は仲手子屍を抱きて駭け腕て、所由を解らず。反側び呼び号びて、頭脚に往還ふ。天皇、尚誅したまひつ。  
△雄略即位前紀▽

(8)天皇、舍人に詔して曰はく、「猛き獸も人に逢ひては止む。逆射て且刺めしめよ」とのたまふ。舍人性懦く弱くして、樹に縁りて失色りて、五情無主なり。(中略)是に、田罷みて、舍人を斬らむとしたまふ。舍人、刑さるるに臨みて、作歌して曰さく、

やすみしし 我が大君の 遊ばしし 猪の 怒声畏み 我が逃げ縁りし 在丘の上の 榛が枝を あせを

△雄略紀五年二月▽

(9)官者吉備弓削部虚空、取急に家に帰る。吉備下道臣前津屋、虚空を留め使ふ。月を経るまで京都に聴し上らせ肯へにす。天皇、身毛君大夫を遣はして召さしむ。虚空、召されて来て言さく(中略)とまうす。天皇、是の語を聞しめして、物部の兵士三十人を遣して、前津屋并せて族七十人を誅殺さしむ。  
△雄略紀七年八月▽

(10)天皇、即ち根使主に命せて、共食者としたまふ。遂に石上の高拔原にして、呉人に饗へたまふ。時に密に舍人を遣して、裝飾を視察しむ。舍人、服命して曰さく。  
△雄略紀一四年四月▽

(11)是の月に、小楯をして節を持ちて、左右の舍人を將て、赤石に至りて迎へ奉らしむ。  
△清寧紀二年一月▽

(12)是に、天皇と億計王と、父射られぬと聞しめして、恐れ懼ちて、皆逃亡げて自ら匿れます。帳内日下部連使主と吾田彦と、竊に天皇と億計王とを奉りて、難を丹波国の余社郡に避る。  
△顯宗即位前紀▽

(13) 省略——(11)の重出記事

△顯宗即位前紀▽

(14) 省略——(11)(13)の重出記事

△仁賢即位前紀▽

(15) 是に由りて、太子、期りし処に往でまさむとす。近く待る舎人を遣して、平群大臣の宅に就はしめて、太子の命を奉げて、官馬を求索はしむ。

△武烈即位前紀▽

(16) 穴穂部皇子、炊屋姫皇后を奸さむとして、自ら強ひて殯宮に入る。寵臣三輪君逆、乃ち兵衛を喚して、宮門を重環めて拒きて入れず。

△用明紀元年五月▽

(17) 中臣勝海連、家に衆を集へて、大連を随助く。遂に太子彦人皇子の像と竹田皇子の像とを作りて厭ふ。俄くありて事の濟り難からむことを知りて、歸りて彦人皇子に水派宮に付く。舎人迹見赤禰、勝海連の彦人皇子の所より退くを伺ひて、刀を抜きて殺しつ。

△用明紀二年四月▽

(18) 蘇我臣入鹿、小徳巨勢徳太臣・大仁土師娑婆連を遣りて、山背大兄王等を斑鳩に掩はしむ。是に、奴三成、数十の舎人と、出でて拒き戦ふ。(中略)遂に其の妃、并びに子弟等を率て、間を得て逃げ出でて、膽駒山に隠れたまふ。三輪文屋君・舎人田目連及び其の女・菟田諸石・伊勢阿部堅経、従につかへまつる。

△皇極紀二年一月▽

(19) 中臣鎌子連、便ち遇まるるに感けて、舎人に語りて曰はく、「殊に恩沢を奉ること、前より望ひし所に過ぎたり。誰か能く天下に王とましまさしめざらむや」といふ。舎人を充てて驅使とせるを謂ふ。舎人、便ち語らふ所を以て、皇子に陳す。

△皇極紀三年正月▽

(20) 古人大兄、座を避りて逡巡きて、手を拱りて辭びて曰さく、「天皇の聖旨に奉り順はむ。何ぞ勞しくして、臣に



推譲らむ。臣は願ふ、出家して、吉野に入りなむ。仏道を勤め修ひて、天皇を祐け奉らむ」とまうす。辭び訖りて、佩かせる刀を解きて、地に投擲つ。亦帳内に命せて、皆刀を解かしむ。

△孝徳即位前記▽

(21)有間皇子と、守君大石・坂合部連葉・塩屋連鯛魚とを捉へて、紀温湯に送りたてまつりき。舍人新田部米麻呂、從なり。(中略)有間皇子を藤白坂に絞らしむ。是の日に、塩屋連鯛魚、舍人新田部連米麻呂を藤白坂に斬る。

△齊明紀四年一月▽

(22)是の時に、朝倉社の木を斬り除ひて、此の宮を作る故に、神忿りて殿を壞つ。亦宮の中に鬼火見れぬ。是に由りて、大舍人及び諸々の近侍、病みて死れる者衆し。

△齊明紀七年五月▽

(23)又舍人等に命じて、宴を所所にせしむ。時の人の曰はく、「天皇、天命將及るか」といふ。

△天智紀七年七月▽

(24)是の時に諸の舍人を聚へて、謂りて曰はく、「我今入道修行せむとす。故、随ひて修道せむと欲ふ者は留まれ。若し仕へて名を成さむと欲ふ者は、還りて司に仕へよ」とのたまふ。然るに退く者無し。更に舍人を聚へて、詔すること前の如し。是を以て、舍人等、半は留り、半は退りぬ。

△天武即位前記▽

(25)或いは人有りて奏して曰さく、「近江京より、倭京に至るまでに、処処に候を置けり。亦菟道の守橋者に命せて、皇大弟の宮の舍人の、私糧を運ぶ事を遮へしむ」とまうす。

△天武紀元年五月▽

(26)是の時に、元より從へる者、草壁皇子・忍壁皇子、及び舍人朴井連雄君・縣犬養連大伴・佐伯連大目・大伴連友國・稚桜部臣五百瀬・書首根摩呂・書直智徳・山背直小林・山背部小田・安斗連智徳・調首淡海の類、二十有余人、女孀十有余人なり。

△天武紀元年六月▽

(27)此の時に、屯田司の舍人土師連馬手、從駕者の食を供る。

△天武紀元年六月▽

(28)是に、大友皇子、走げて入らむ所無し。乃ち還りて山前に隠れて、自ら縊れぬ。時に左右大臣及び群臣、皆散け亡せぬ。唯し物部連麻呂、且一二の舍人のみ從へり。

△天武紀元年七月▽

(29)公卿大夫及び諸の臣・連并せて伴造等に詔して曰はく、「夫れ初めて出身せむ者をば、先づ大舍人に仕へしめよ。然る後に、其の才能を選簡びて、当職に充てよ。

△天武紀二年五月▽

(30)丙戌に、兵衛大分君稚見死せぬ。壬申の年の大役に当りて、先鋒として、瀬田の營を破れり。是の功に由りて外小錦上位を贈ふ。

△天武紀八年三月▽

(31)丙午に、天皇、東庭に御す。群卿侍へり。時に、能く射ふ人及び侏儒・左右舍人等を召して射はしむ。

△天武紀一三年正月▽

(32)丁酉に、宮中に設齋す。因りて罪有る舍人等を赦す。

△天武紀一三年閏四月▽

(33)是の月に、勅して左右の大舍人等を遣して、諸寺の堂塔を掃き清めしむ。即ち天下に大赦す。囚獄已に空し。

△天武紀朱鳥元年五月▽

(34)次に淨広肆河内王、左右大舍人の事を誅る。次に直大参当麻真人国見、左右兵衛の事を誅る。

△天武紀朱鳥元年九月▽

(35)皇子大津を逮捕めて、并せて皇子大津が為に誣誤かれたる直広肆八口朝臣音檀・小山下壹伎連博徳と、大舍人中臣朝臣臣麻呂・巨勢朝臣多益須・新羅沙門行心、及び帳内礪杵道作等、三十余人を捕む。(中略)詔して曰はく、

「皇子大津、謀反けむとす。誣誤かれたる吏民・帳内は已むこと得ず。今皇子大津、已に滅びぬ。従者、当に皇子

大津に坐れらば、皆赦せ。但し礪杵道作は伊豆に流せ」とのたまふ。

△持統即位前紀▽

⑧辛未に、偽兵衛河内国の渋川郡の人柏原広山を土佐に流す。追広参を以て、偽兵衛広山を捉へたる兵衛生部連虎に授く。

△持統紀三年七月▽

⑨天皇、公卿等に詔して曰はく、「卿等、天皇の世に、仏殿・経藏を作りて、月ごとの六齋を行へり。天皇、時時に大舍人を遣はして問訊ひたまふ。朕が世にも之の如くせむ。

△持統紀五年二月▽

以上の記事のほかにも、ここでは省略にしたがったが、舍人部などの設置に関する記事（雄略紀二年一〇月の河上舍人部のばあいなど）が数例あり、これらもふくめれば全体では四〇例以上にのぼる舍人関連記事が書紀には登場することになる。

なお、ついでにいえば、古事記の舍人に関する記述はきわめてすくなく、管見では三例、そのうち二例までは書紀とほぼ重複する記事（②と清寧紀の舍人設置記事）、のこる一例のみが記独自のもので、応神記、大山守命反逆条の、詐りて舍人を王に為て、露はに呉床に坐せ、百官恭敬ひ往き来する状、既に王子の坐す所の如くして……

というものだ。また、続日本紀にも多量の舍人関連記事がみられるが、日本書紀の記事の分析からみちびかれる、以下にのべるようなみかたと、おおきく矛盾するような傾向は、とくにはみられないことをいいそえておく。

さて、ここに列挙してみた日本書紀の舍人関連記事から、どのような舍人像がうかがえるだろうか。第一の関心事は舍人と文学とのむすびつきだが、この記事のなかには、直接に文学とのかかわりをしめすものがそうおおくあるわけではない。ただ、五世紀代に比定されている諸天皇をめぐる記事には、△旧辞▽的伝承に直接むすびつくものがす

くなくない。とりわけ、(1)(2)(3)(4)(8)(15)の六例は、うたをふくむものがたり——いうところの「歌謡物語」——のなかにみられるものだという点が注目される。またそのうちでも(1)(3)(8)は、舍人自身がうたの主体（うたいて）としてつたえられている。ものがたりの内容や登場人物と、そのものがたりの伝誦者との一般的関係からかんがえて、これらのものがたりをつたえたのがほかならぬ舍人集団だったこともかんがえられる。すなわち、舍人が宮廷伝承の有力な存在でないのの一翼をなしていた可能性が十分に想定されるのだ。

つぎに、直接には文学とのかかわりをもたないおおくの記事にも、注目しなければならぬ。そこにうつしだされる舍人像の諸相は、舍人精神のありよう、そしてそれに規定されてかれらの文学が必然的にもつことになった性格と、いうものを、如実にものがたってくれとおもわれるからだ。そこで、なかでもすぐめだつのは、その職掌がら当然とはいえるだろうが、天皇や諸皇子に忠誠をつくす近臣・私兵的な性格をうきぼりにする記事のおおさだ。(6)(12)(18)(28)などがそれで、そこには、主従の身分のへだたりをもこえた精神的紐帯のつよさを感じさせるものがある。そのゆきつくところ、悲運の主君と運命をともししてほろんでゆく舍人のすがたもかいまみられる——(21)(35)。反乱をむねにひめて吉野におもむく大海人と最後まで行動をともしようとする舍人ら——(24)(26)、それらは多分に乱後の記憶なしは虚構によって美化されているだろうが——のこともおもいおこさせる。一方、天皇などの使者・伝令の役をつとめることをつたえた記事(2)(4)(11)(15)(33など)がすくなくないのも、舍人のそうした性格・やくわりをよくしめすものといえるだろう。(5)(9)(10)などになると通報者・情報収集者（スパイ）としてのすがたすらうかびあがってくるようにおもわれる。もっとも、舍人のこのような性格については、伊藤前掲論文が「伝達と報道の役割をも担当したであろう」と簡潔かつ的確に指摘しているところだ。

みぎにみてきたような舎人の独自の存在は、それが律令官制の内部にくみこまれていく過程で、おおきく変質していかざるをえなかったにちがいないが、天武・持統朝にあっては、このような前代までの舎人精神ともいうべきものがいろいろ残存していただろうことは想像にかたくない。

これを別の角度からみれば、これもすでにおおくの先行研究によって指摘されているところだが、舎人は、のちのわくぐみでいうなら後宮的・内廷的な機構とのむすびつきがつかつた、というふうないうこともできる。ここで後宮・内廷というのは、宮廷社会のうちで、主として天皇家の家政的側面に属する機構、いわば私的な生活領域をカバーする部分をさす。事実、前掲の舎人関連記事のなかには、舎人と後宮・内廷との直接的なかわりをつたえるものがみられる——(1)(2)(4)16。とくに(1)(2)(4)は、すでにのべたように、いわゆる八歌謡物語Vのなかにみられるものだった。かれらに宮廷伝承の伝誦者としてのやくわりがあったとすれば、それは宮廷社会のなかでもとくに後宮・内廷的なところを舞台としてなされていたことが想像できるようにおもわれる。

また一面でたしかに、舎人が、あたらしく整備されていた官僚制度のなかでも、とりわけ内廷的な存在として認識され、位置づけられていったことがうかがわれる。それは16の記事によってはっきりとたしかめられるのだ。これは、いうまでもなく天武殯宮に際しての、おびただしいかずの殯宮儀礼のひとつまだが、九月二四日の発哀(ちなみに、このときに大津皇子による謀反のうごきがあったとされている)のあと、二七日から二九日にかけて、内外の諸官司の誄(しのひごと)がたてまつられている。そのうち、二八・二九の両日は外廷Ⅱ太政官の諸官司と諸国の国司の誄でしめられているのに対して、二七日のそれは、壬生・諸王・宮内・内命婦・膳職など、内廷的色彩のつよい諸司にかかわるものでしめられていて、そのなかにこの左右大舎人および兵衛のそれもくみこまれているのだ。日本書

紀の舍人関連記事について、もうひとつ補足しておきたい。かずこそすくないが、直接的に死者や葬礼・殯宮などのかかわりをうかがわせる(6)(7)(10)のような記事がふくまれていることだ。とくに(10)の記事は注目にあたいる。これは殯宮儀礼への後宮女性の関与の実態をしめす史料としても重要だが(身崎「殯宮挽歌論序説」(その二)、『稿』三、一九八〇年)、そこにやはり兵衛(舎人・帳内・兵衛などの文字のつかいわけは、むろん令制以後の認識にもとづくもので、大化前代の記事については、これらはほぼ同一視しておいてよいとおもわれる)がかかわっていることは、舎人と挽歌という、本稿のテーマに直接にむすびつく点で、ゆるがせにできない事実だ。むろん、直接といっても、このばあい、兵衛の殯宮警護のことがかたられているだけで、挽歌の誦詠にまでふれているわけではない。しかし、挽歌の制作が、殯宮(―死者)への奉仕のいとなみを媒介としておこなわれたこと(身崎前掲稿)をかんがえるなら、すくなくとも必要条件をみたしているとだけはいっておいてもよいだろう。

### (三) 島の宮——舎人慟傷歌群の登場——

さて、以上のような考察結果をてがかりにしながら、舎人慟傷歌群自体の分析にうつっていききたい。そこに、挽歌の歴史のどのようなひとこまがみいだされるのだろうか。

#### 1. 作歌と誦詠の△場▽

いうまでもなく、この歌群にあつては、日並皇子尊(皇太子草壁)の生前の居所島の宮と、殯宮がいとなまれた真弓(佐田)と、二方面の地がいりまじつてよみこまれている。ちなみに、草壁の殯宮が島の宮にいとなまれたとする説には賛成できない(身崎「殯宮挽歌論序説」(その一)、『稿』二、一九七九年)。こうしたよみぶりのために、

島の宮の外重を守ると、佐太岡の御喪舎に待宿すると有故に、ここかしこの歌どももある也

という賀茂真淵『万葉考』の指摘以来、この両地で、それぞれの任にあたった舎人らによってつくられ、ないしは誦詠されたもの、とのみかたがうけつがれてきた。渡瀬前掲論文も、真淵以来のこうした発想をうけつぎながら、より具体的に八島の宮歌群∨と八真弓歌群∨との抽出・分離作業をすすめ、それぞれの誦詠の八場∨の問題を詳細に論じたものだし、小野寛「草壁皇子舎人らの慟傷歌」(『万葉集を学ぶ』二集、一九七七年)や、日本古典集成本『万葉集』一(一九七六年)も基本的にこのみかたを踏襲している。

この定説ともいうべきみかたに、正面から異をとなえるわけではないのだが、ここで注意しなければならないとおもうのは、うたのなかにある地名がよまれ、その景観がえがかれているばあいでも、それがただちに作歌ないしは誦詠の地だということにはつながらなければあいもある、ということだ。そういうむすびつきがみとめられるためには、いろいろの段階・次元でのチェックが要求される。地名や景観がよみこまれるといっても、その地名のうたわれかた、景観のえがかれかた、あるいはそれらに対するうたいての八まなざし∨のもちかたに注目する必要があるだろう。さらにいえば、そうしたチェックをへたとしても、結局、どこで作歌あるいは誦詠されたか、ということを単純にみとめてしまうわけにはいかない。万葉時代のうたといえども、作品の内部世界と外部世界とを単純にかさねあわせてしまつてよいわけではない。うたによみこまれている地名や景は、作歌への契機が生じたところ、とでもいうことはできるだろうが、それ以上のことは厳密には断定できない。むしろあくまでも作品内部のこととして、八発想の起点∨とでもいっておくのがよいかもされない。ただ、古代のうたづくりの具体的な過程をかんがえるなら、作歌はともかくとして、誦詠(公表)の八場∨は——それとても無条件ではないが——作品内部の地名や景とむすびつく可

能性がおおきいということはみとめられるだろう。

そのような留保条件を念頭において、この歌群にあらわれる地名や景をみていくとき、どのような事実がうかがひあがってくるか。

皇子尊の宮の舎人等、働傷びて作る歌二十三首

高光る我が日の御子の万代に国知らさまし島の宮はも

(二七一)

島の宮上の池なる放ち鳥荒びな行きそ君座さずとも

(二七二)

高光る我が日の御子のいませば島の御門は荒れずあらましを

(二七三)

外に見し真弓の岡も君座せば常つ御門と侍宿するかも

(二七四)

夢にだに見ずありしものをおほほしく宮出もするかさ檜の隈みを

(二七五)

天地とともに終へむと思ひつつ仕へまつりし心違ひぬ

(二七六)

朝日照る佐田の岡辺に群れ居つつ我が泣く涙やむ時もなし

(二七七)

み立たし島の見る時にはたづみ流るる涙止めぞかねつる

(二七八)

橋の島の宮には飽かねかも佐田の岡辺に侍宿しにゆく

(二七九)

み立たし島のをも家と住む鳥も荒びな行きそ年かはるまで

(二八〇)

み立たし島の荒磯を今見れば生ひずありし草生ひにけるかも

(二八一)

鳥座立て飼ひし雁の子巢立ちなば真弓の岡に飛び帰り来ぬ

(二八二)

我が御門千代とことばに榮えむと思ひてありし我れし悲しも

(二八三)



東のたぎの御門に侍へど昨日も今日も召す言もなし

(二八四)

水伝ふ磯の浦みの岩つつじ茂く咲く道をまたも見むかも

(二八五)

一日には千たび参りし東の大き御門を入りかてぬかも

(二八六)

つれもなき佐田の岡辺に帰り居ば島の御階に誰か住まはむ

(二八七)

朝ぐもり日の入り行けばみ立たしの島に下り居て嘆きつるかも

(二八八)

朝日照る島の御門におほほしく人音もせねばまうら悲しも

(二八九)

真木柱太き心はありしかどの我が心鎮めかねつも

(二九〇)

けころもを時かたまけて出でましし宇陀の大野は思ほえむかも

(二九一)

朝日照る佐田の岡辺に鳴く鳥の夜哭きかへらふこの年ころを

(二九二)

畑子らが夜屋といはず行く道を我れはことごと宮道にぞする

(二九三)

周知のように、渡瀬論文はこの二三首（および一七〇）を、地名と作歌主体の地理的位置をてがかりにして

A 四首（一七〇～一七三）島の宮

B 四首（一七四～一七七）真弓の岡

C 四首（一七八～一八一）島の宮

D 二首（一八二～一八三）真弓の岡

E 四首（一八四～一八七）島の宮

F 四首（一八八～一九一）島の宮

G二首（一九二〜一九三）真弓の岡

という七グループにわけ、そこから、

このことは何を物語るかといえ、それは、日並皇太子殯宮の時の歌の場が、皇太子生前の宮殿で遺族の住む島の宮と、皇太子の遺体を安置して殯宮の営まれている真弓の岡とに、ほぼ交互に移動しつつ設営された、ということであろう。

という結論をみちびきだしている。作歌の△場▽の問題はさておくとして、みぎのようなグループわけは可能だろう。ただし修正すべき点も一、二ある。Dの二首は、あきらかに「島の宮」を発想の起点とするものだ。一八二は、なるほど「真弓の岡」をよみこんでいるが、それは現前の景ではなくて、未来のこととして希求されることにかかわっているにすぎない。むしろ、いま「雁の子」がかわれている△こ▽は「島の宮」だと容易に想像できる。さきに注意しなければならぬこととしてあげたのは、まさにこうしたケースなのだ。そして、一八三の「我が御門」にしても、「真弓の岡」よりは「島の宮」にむすびつけるほうがはるかに自然だ。「御門」はいうまでもなく「島の宮」のそれを想起させるからだ。そうすると、七グループ二三首のうち、「島の宮」にむすびつくものが五グループ一七首、「真弓の岡」の方は最大にみつもつても二グループ六首ということになる。

舍人慟傷歌群のしめす、このような分節化のありようは、たしかに両地での誦詠の機会があったことを否定はしない。しかし、そのことだけを強調するのはただしくない。そもそも、この歌群が最終的にはなんのくぎりめもたない一群として収録されていること、「島の宮」の景からはじめて「真弓」の地へ通じるみちをうたつたとする、ひとつの完結したすがたをしめしていること自体、すくなくともある段階では、この歌群が個々のグループではなく、ひ

とつの一統一体として誦詠されるようになっていたことをつよく示唆するものだろう。はやく、斎藤茂吉『柿本人麿』評釈篇上』が

歌の内容は、真淵の言の如く、「ここかしこの歌ども」で、時の関係もまちまちであるが、同時に纏めて読みあげたものであらうと思はれる。

と想定していたことがおもしろいとおされるところだ。さらに、ここには、「島の宮」「真弓の岡」のグループのへだたりをこえた共通の素材や措辞がみられることも注目しなければならぬだろう。主君の死をいたみ悲嘆する「なみた」をうたうものは、歌群中に二首しかないが、ひとつは「真弓の岡」グループ（一七七）に、もうひとつはすぐそのつぎ（一七八）だが「島の宮」グループに属している、という事実。また「朝日照る」という印象的な表現は、渡瀬「朝日照る佐田の岡辺」（前掲書二章六節、初出一九七四年）に意をつくして論じられているように、おそらく舎人らの、殯宮設営地での奉仕の経験をふまえてうまれたものにちがいないのだが、おなじ表現が一八九にあつては「島の宮」の方の景観をえがくのにももちいられていることは、とくに歌群の享受者の存在を考慮するとき、無視できない事実ではないだろうか。

このようにみてくると、舎人らのうたは、すくなくとも最終的には（そしておそらくそれこそが誦詠のもっとも重要な局面だったとかんがえられるのだが）ひとつの、おなじ享受者集団を対象とするうたの△座▽に、まとめて供されたものだったのではないか、と想像されるのだ。だとすれば、当然の帰結としてそのうたの△座▽は、生前居所としての「島の宮」か、殯宮のある「真弓の岡」か、このうちのどちらかにもうけられたものとかんがえられる。第三の地ということはまず考慮する必要がないだろう。そして以下にのべる理由から、「島の宮」こそがうたの△座▽だ

ったとすべきだ。

まず第一に、数量的にみても両地は拮抗するものではなく、「島の宮」を発想の起点とするうたの方がはるかに優勢だということ。これは、誦詠の八場Vの属目の景だったがゆえの現象とかんがえられよう。さらに決定的だとおもわれるのは、一首のなかに双方の地名等をふくむうたがこの歌群中には二首（一七九・一八七）あるのだが、そのいずれもが、「島の宮」の方を発想の起点とするうたいかたを明白にしめしていることだ。それに一八二のばあいなど、地名としては「真弓の岡」がよみこまれていても、発想の起点はむしろ、明示されてはいないが「島の宮」のがわにあることは、さきに指摘したとおりだ。

しかしそうした外貌のみにとどまらず、よまれた景の性格にまでたちいって考察する必要があることはいうまでもない。その点ではどうだろうか。すぐに気づくことは、「島の宮」の景の方に、∧現前性Vとでもいうべき性格がよりつよく感じられるということだ。このグループの、一七二・一七八・一八〇・一八一・一八四・一八五・一八八・一八九など、いずれも現実の景観をふまえてうたっているのとみて矛盾がない。とくに、一七八・一八一のように「見る」ことをうたい、あるいは一七二・一八〇のように「とり」に対してよびかける発想形式をとるうたには、臨場感がいつそうつよく感じられるだろう。これにくらべると、「真弓の岡」グループの方は、うたの絶対数そのものがすくないことも考慮にいれなければならないが、景をうたった例が意外にすくなく、臨場感をあたえる表現にもめぐまれない。そうしたなかにあって、はっきりとした現前性を感じさせるのが一七七だが、このうたとおなじく「朝日照る」の表現をもつ一九二になると、こちらは序詞部分にそれをもちいており、その意味ではやはり間接的な景ではない。

もうひとつ、最終的な誦詠の△場▽が「真弓の岡」の殯宮ではありえない根拠をあげておこう。「島の宮」グループとされるなかの一首、一八七には「つれもなき佐田の岡辺」という形容がある。これなど、人麻呂の同時の殯宮挽歌（一六七）の「つれもなき真弓の岡に」という表現との交渉が当然かんがえられるものだが、このような決定的な否定の形容をふくむうたが、たとえ二次的にもせよ、「真弓（佐田）の岡」の殯宮で誦詠されたとはかんがえにくい。

以上のような点を考慮するなら、舎人慟傷歌群が誦詠・享受された、すくなくとも最終的な△場▽は、殯宮設営地たる「真弓の岡」ではなく、皇太子草壁の生前の居所、遺族たちのつどう「島の宮」にもうけられた、といっただろう。そして、いま最終的に、といったが、それ以前の段階で、たとえはおのおのの地で誦詠享受されていたというような確証は、結局のところないのだ。ここであらためて想起されるのが、日本書紀の舎人関連記事の考察をおして確認された、舎人の後宮・内廷とのふかいつながりの問題だ。皇太子草壁なきあと、「島の宮」のあるじとなつたのは、皇太子妃阿閉皇女をはじめとする遺族・後宮女性たちだったろう。従来、舎人らのうたは、人麻呂の同時の殯宮挽歌とともに、もっぱらおなじ舎人集団構成員の内部的な共感にささえられて享受されたものとみられてきた。そうした要素をまったく否定するつもりはないのだが、むしろ第一義的には、それらの女性たちを主たる享受者とするうたの△座▽に供されたのではないだろうか。「島の宮」にとどまる女性たちにとって、死者をしのぶよすがとなるものは、まさにその景観自体だ。それは事実として死者をめぐるおもいでにひたされた景だということ（一七八・一八〇・一八一・一八八に、「み立たし」という独特の措辞がくりかえし登場して草壁の生前のすがたが強調的によびおこされるのはそのためだろう）による。が、それとともに、死者になじみの景をうたうことは、挽歌におけ

るへしのひ∨の抒情の方法として、強固な伝統をかたちづくるものでもあった(身崎前掲「殯宮挽歌論序説」(その二))。それゆえにこそ、舎人らの体験のいかん(両地での交替での奉仕?)をこえて、「島の宮」の景が強調されなければならなかったのではないだろうか。

むろん、「真弓の岡」にかかわるうたうたもまた、舎人らの殯宮奉仕の体験をふまえつつ、「島の宮」のうたの△座∨に供されたものとみななければならないだろう。さらにいえば、それらのうたは、このうたの△座∨の要請にもとづき、必然的に、あるいは積極的によびこまれたものだったともかんがえられる。「島の宮」のひとつびと(女性たち)に、殯宮設営地への往来の機会がとざされていたわけではないだろう。人麻呂による、泊瀬部皇女・忍坂部皇子への献皇挽歌(一九四)の表現がそれをしめしている。しかし、以前にのべたように(身崎「日並皇子殯宮挽歌試論」『稿』四、一九八二年)、草壁の殯宮は、単に生前居所をはなれたというだけにとどまらず、前代とはことなり、死者の遗体の安置される場所でありながらもはや遺族・近親女性たちの奉仕するところではなく、外廷的な諸儀礼の支配する△場∨になっていったとかんがえられる。つまり、「島の宮」のひとつびとにとって、舎人らの「真弓の岡」への往来・奉仕は、死者と自分たちをつなぐ重要なひとすじの回路になっていたことが予想されるのだ。そのような状況のもとで、「島の宮」のひとつびとに「真弓の岡」の殯宮のありさまをしらせるやくわりを、「真弓」グループのうたはになっていたのではないだろうか。ここでまたしても、書紀の舎人関連記事のなかで、舎人らがしばしば、天皇や皇族の側近として通報者・情報提供者、ないしは使者のやくわりを演じていたことが想起される。みかたをかえていえば、殯宮が生前居所から葬地へ分離移動するという、葬制上の決定的な変化に対処して、「島の宮」におけるへしのひ∨のうたの△座∨に、死者のねむる「真弓の岡」の殯宮を、幻想のかたちで現出させるといってはたらしきをも、こ

れらのうたはになっていたのでないだろうか。つまり、「真弓」グループのうたは、「島の宮」にもうけられた入しのひVのうたの入座Vをより完全なるものとするために、不可欠の存在としてよびこまれたものだったのだとおもう。

それならば、舎人慟傷歌群が供されたそのうたの入座Vとは、どのような性格のものだったのだろうか。おそらくそれは、人麻呂の同時の殯宮挽歌が供されたのと共通の入座Vだったろう。近江朝挽歌群など、初期宮廷挽歌——基本的にそれは「女の挽歌」ということができる——の入座Vのながれをうけつぐもので、殯宮とそこでの儀礼に対して、より私的な入しのひVの入場Vというのが、その本質だったとおもわれる。それゆえにこそ、舎人らの参加のみちがひらかれていたのちがいない。そして、おなじく初期宮廷挽歌の伝統をうけつぎながらも、人麻呂の殯宮挽歌が、殯宮儀礼としての誄（しのひごと）に対抗すべく、まさにその誄の性格を吸収することにより、より公的な性格をつよめていったのに対して、舎人らのうたは、むしろ天智後宮の女性たちの抒情の方法をまっすぐにうけついで、対照的な様相を呈していることに、注目したい。そのようなかたちで、おそらく両者はおぎないあっているのではないだろうか。

いま、より私的な、という形容をもちいたが、このような周到な布置をもつうたの入座Vが、まったく私的な意図にもとづいてもうけられたとはかんがえにくい。より私的な、というのは、「真弓の岡」の殯宮でおこなわれた、男性官人主体の外廷的な諸儀礼と比較したばあいのことだ。このうたの入座Vの形成の背後には、皇太子草壁の痛恨の死を、あたりかぎりの方法で莊嚴し、天武のただしい後継者として登極するはずだったこの皇太子の存在を、宮廷の内外につよく印象づけようとする、強力な意志が存在していたことを、よみとる必要がある。吉井前掲論文はそれについて

草壁皇子の死を全円的に歌おうとする編者の積極的な意図を示すものではなからうか。

とするとく指摘しているが、それはむしろ、編者による歌群の編成・排列以前の段階で、すでもくろまれていたことなのではなからうか。

## 2. 舍人慟傷歌群の達成

それならば、そうした、いわば一回的な状況のもとで登場する機会をもつことができた舍人慟傷歌群は、宮廷挽歌史のうえにどのような足跡をしるしていったといえるか。しかし、この歌群についてなされた発言のなかに、その挽歌としての性格の特色に言及したものはほとんどない。そうしたなかで風巻景次郎「万葉集と歌風の変遷」（全集三、初出一九五三年）が、人麻呂の同時の殯宮挽歌との対比というかざられた視点からにせよ、「日並皇子の滝の宮に側近く常侍した者の個人的発想」「皇子だけに寄り添った歌い方」というような特色を指摘しているのがめにつく。そして、この指摘をうけつぐかたちで吉井前掲論文は、

舍人自身もそこに日々の生活を共にした皇子の宮の世界のなかで、草壁皇子の姿は捉えられるのである。（中略）

舍人らの歌は、舍人らの関与していた皇子の私生活の内側から草壁皇子の姿を捉え、歌っているといえる。

人麻呂の長短歌の公的性格、舍人らの作の日常的私性格の相違があり、仮に人麻呂の作を晴の作とすれば、

舍人らの作はこれを補う裏の面での作とすることができよう。

のとべている。日本書紀の舍人関連記事によってたしかめてきた舍人精神のありようからみても、吉井論文によって指摘された舍人らのうたの現実にてらしてみても、こうしたみかたが舍人慟傷歌群の本質をあやまたずとらえていることはいなめない。ここでは、具体的な一、二の表現の特色を検討することを通じて、みぎにとらえられたような性



格をたしかめようとおもう。

挽歌は、他者の死をいたむ自己の感情をうたうものだが、いたまれるべき死者が高位者で、そこになんらかの公的な要素が介入することになると（というより、挽歌の歴史はそもそもそうしたものから出発しているというべきか）、表出される感情も、まったく個人的なそれではなくて、宮廷社会集団を代表する公約数的なものとして発現する。△代表的感動▽（伊藤）といわれているものだ。そこにあつては、当然のことながらうたうものの個別的な心情のたむきは公約数的感情のうちに埋没してしまいがちになる。したがってそれらの挽歌にあつては、△われ▽が表現の表層にたちあらわれてくるのがすくない。まして△われ▽ということば自体がすがたをみせることはまれだ。人麻呂の挽歌のそれについては、すでに検討してみたことがある（身崎「明日香皇女殯宮挽歌試論」『文学・語学』九三、一九八二年、その他）。かれのばあい、貴人（皇子皇女）の死をいたむ挽歌においてはその機会はおとすれず、「吉備津采女挽歌」（二・二二七〜二二九）や「泣血哀慟歌」（二・二〇七〜二一六）といった、より私的な題材、みぢかな死者を対象とした挽歌にいたつてはじめて△われ▽がはっきりとたちあらわれてくる（いうまでもないことだが、はじめから集団感情にねざしている「わがおほきみ」の類は考察から除外している）。

そうしたためで舎人慟傷歌群をみるとき、わたくしたちは、△われ▽がつぎつぎに表出されることにおどろかされる（二七七・一八三・一九〇・一九三）。ただここでひとつ注意しておかなければならないことは、一七七の「我が泣く涙」が、原文では「吾等」と表記されている事実だ。村田正博「人麻呂の作歌精神」『万葉』九〇、一九七五年）が指摘するように、この表記は複数（ワレワレ）の意味を暗示するものだろう。それならばわたくしたちはここに、あの代表的感動の意識のあらわれをよみとるべきなのだろうか。しかし、村田論文ものべているように、このばあいの

ワレワレのカバーする範囲は、宮廷人一般へと拡散するようなものではなく、「佐田の岡辺」になすすべもなくたむろして殯宮に奉仕する舍人集団に限定されるだろう。

舍人らが、皇太子の死をいたむ挽歌のなかでもこのように自由に入われVを主張できたのはなぜだろうか。ひとつには、そのうたの入座Vのさきへのべたような性格にもよるのだろうが、それ以上に、舍人らと皇太子とのむすびつきが、官僚制以前の、より私的な臣従関係をひきつぐものだったことによるところがおおきいだろう。すでにわたくしたちは、主君と運命をともし主君の死に殉じる舍人らのすがたを、日本書紀の舍人関連記事にみてきた。そうした舍人精神が発現したとき、入われVのたちあらわれが可能になったといえよう。これ以前に、尊貴の人物に対する挽歌で入われVの登場をみることが出来る唯一の例が、天智挽歌群のなかの一後宮婦人の作（一五〇）中にあることは、その意味で興味ぶかい。舍人らの、主君とのあいだの精神的紐帯は、臣下一般のそれというよりもむしろ後宮女性のそれにかしいものだったといえようか。

この入われVのたちあらわれについては、もうひとつの側面もかんがえられる。舍人働傷歌群が舍人集団内部で享受されたものではなく、「島の宮」のひとつのために供されたものだったとすると、そのような入場Vにあってなお自己を入われVとしてうたうことには、多分に入演技の言語Vとしての性格がみとめられるのではないだろうか。天智挽歌群などのありようからすれば、「島の宮」の入しのひVのうたは、本来ならば阿閉皇女を中心とする遺族・後宮女性たち自身によって制作されるべきものだったかもしれない。それが、後宮・内廷にふかいつながりをもつとはいえ、男性たる柿本人麻呂や舍人らによって実現されている。女性たちは享受者になりきり、これにかわって、舍人らは挽歌を詠じているのだ。このような条件のもとでは、抒情は微妙に屈折し、演技の言語としてのニュアンスを

おびてくる可能性がある。すでにみてきたように、舎人らは宮廷社会において八歌謡物語Vなどの伝承にたずさわっていた可能性がある。そこにも、演技の言語のうまれる因子がひそんでいたかもしれない。逆にいえば、そうした伝統をもつゆえにこそ、舎人らに皇太子追慕のうたの制作・誦詠の機会があたえられたともみななければならないだろう。

もうひとつ、舎人らのうたの表現でめにつくものに、さきにもふれた「み立たしの」がある。すべて「——しま（島山齋）」という形容語として登場するが、この語句はこの歌群以外では鎮懐石伝説をうたった5・八六九にしかみられない特異なものだ。それが四例にもわたってもちいられている。共通の八場Vでの制作・誦詠という条件をかんがえてもなお、注目にあたいたいと思うだろう。この表現は、皇太子の生前の日常をよくするもののにのみうったえるちらをもつ、いわばなまかうちのことばのようにおもわれる。「島の宮」のひとつと、皇太子に近侍した舎人らだけが共有する追憶の世界を、この語句は主張しているのだろう。

\*

舎人慟傷歌群は、宮廷挽歌史の転換点としての日並皇子殯宮時に、特殊な条件のもとで誕生したものだ。ときをおなじくして制作された人麻呂の殯宮挽歌——殯宮儀礼としての誄に対抗して企図されたより公的な挽歌——の登場をもって、宮廷挽歌の歴史はあらたな段階をむかえる。いいふるされた表現をつかうなら、八女の挽歌Vから八女の挽歌Vへの転換（西郷信綱）がおこなわれる。ただし、両者のあいだに断絶の相のみをみようとするのはあやまりだということとは、前掲の諸稿を通じてのべてきたとおりだ。そうしたなかで、舎人らの挽歌は、よりおおく八女の挽歌Vのながれをくむものだった。それゆえに、抒情挽歌としてのひとつの頂点をしめしつつ、これ以後、かれらの挽歌誦詠の風はあとをたち、高市皇子殯宮に際しては、かれらもまた、うたうがわからうたわれるがわへ（2・20—

「ゆくへを知らに舎人はまとふ」など」と封じこまれていく。日並皇子舎人働傷歌群は、宮廷挽歌史の転換点にかがやいた一瞬の光芒だったといえようか。